

平成26年1月28日

当センターを名乗り、職業紹介料の振込を要求する不審な電話にご注意ください！

今般、ポリテクセンターを名乗って、若い人（訓練生）の職業紹介料の事前振込を要求する電話に関する情報が寄せられました。

この情報によると、ポリテクセンターを名乗ったあと、「うちには、仕事を探している若い人がたくさんいる。」と職業紹介を案内され、紹介にあたっては約8万円の紹介料を事前に振り込むよう要求したとのこと。それを不審に思い、「ポリテクセンターですか。それとも、民間（の職業紹介事業者）ですか。」とたずねたところ、「ポリテクセンターではない。ポリテクセンターの関連企業で、民間だ。ポリテクセンターとは繋がっている。」と回答したとのこと。

当センターは、職業安定法に基づく無料職業紹介事業所ですので、訓練生の紹介は無料であり、いかなる名義の手数料または報酬を当センターが請求することも受領することもありません。さらに、職業安定法上、当センターは、雇用される事業所へのみ紹介することができ、他者への紹介を目的とする事業所へ紹介すること（二重紹介）はできません。

当センターは、上記のような事業者または個人とは一切関係ありませんので、十分にご注意ください。

（参考）職業安定法

第4条 この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

② この法律において、「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。